

## 農地転用等の申請添付書類一覧表(H31.1.31改正)

整理番号	申請書類	農地法第4条		農地法第5条				農地の適証	外の明	転用をな
		許可	届出	許可		届出				
		申請人	届出人	受 人	渡 人	受 人	渡 人			
1	申請書の提出枚数 (申請書全部数に押印、捺印をお願いします)	3 (県、市、申請人)	2 (市、届出人)	4 (県、市、受入、渡人)		3 (市、受入、渡人)		2 (市、申請人)		1 (市)
2	印鑑の種類	認 印	認 印	認 印	実 印	認 印	実 印	実 印		認 印
3	委任状 (第3者の方が申請書類を持参する場合等)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		(1)
4	印鑑証明書 (実印の場合)				写し1 (原本確認)		写し1 (原本確認)	原本1		
5	事業計画書 (事業の必要性、場所の選定理由等について)	2		2						
6	工程表	2		2						
7	位置図 (住宅地図等により場所を明示)	2	1	2		1		1		1
8	公 図 (境界及び隣接の地目等を確認) ※法務局備付け発行のもの	原本1 写し1	原本1	原本1 写し1		原本1		原本1		原本1
9	計画図 (配置図・建築物等の平面図)	2	1	2		1		1		1
10	排水処理関係図 (どこに放流するのか) ※計画図と兼ねることができる	2	1	2		1				
11	排水放流許可書 (水路所有者及び管理者から) ※所有者及び管理者が別な場合は両者から	写し2		写し2						
12	改良区意見書 (水田の場合) ※転作田に注意	写し2	写し2		写し1		写し1	写し1		
13	融資証明書または残高証明書	原本1 写し1		原本1 写し1						
14	仮換地指定通知書 (土地区画整理区域内)		写し1				写し1			
15	登記事項証明書(登記簿謄本) (全部事項証明書に限る) ※権利関係及び所有者の住所変更に注意	原本1 写し1	原本1		原本1 写し1		原本1	原本1		原本1
16	顛末書 (必要に応じて)	(1)			(1)			1		
17	都市計画法第29条第1項の許可を必要とする場合は、許可を受けたことを証する書面		写し1				写し1			
18	現況写真 (現地の状況が明確に判るもの複数枚)							1		1

以下法人の場合

(公売等)

1	定 款 ※法人が原本証明したもの	2		2				1		
2	議事録(必要に応じて) ※法人が原本証明したもの	2		2						
3	事業計画書 ※法人が計画策定したもの	2		2						
4	法人の登記事項証明書	原本1 写し1	原本1	原本1 写し1		原本1		原本1		
5	印鑑証明書(必要に応じて)	原本1 写し1		原本1 写し1		原本1		原本1		
6	印鑑の種類(会社登録印)	○	○	○		○		○		

※裏面の留意事項を参照願います。

## 裏面

## 留意事項

## 1 一般的な留意事項

- ※ 申請または届出が可能かどうかは、事前に農業委員会事務局にご確認ください。
- ※ 第三者の方が農業委員会事務局に申請、届出並びに許可証等を受理される場合は、委任状が必要です。
- ※ 表中の1, 2…等の数字は提出部数です。
- ※ 記載事項証明書（登記簿謄本）に記載されている土地所有者の住所（氏名）と住民登録されている住民票の住所（氏名）が異なる場合は、土地所有者の住所の経歴がわかる住民票又は戸籍の附表を添付願います。（氏変更の場合は、戸籍抄本又は謄本の添付をお願いします。）
- ※ 申請書類の綴順は、整理番号の順番でご準備下さるようお願いします。
- ※ 申請または届出の内容により、その他の書類を提出していただく事がありますので、農業委員会事務局までご相談ください。（権利関係者からの同意書等）
  
- ※ 住民票、印鑑証明書は原本還付が出来ますので、原本還付を希望する場合は原本とその写しを添付願います。
- ※ 申請及び届出の各様式は農業委員会事務局にありますのでご来庁願います。

## 2 農地転用の許可申請と適用外証明願いの留意事項

- ※ 農地法第4・5条の**許可申請**と**適用外証明願い**の**受付**は、**原則毎月1日から10日**です。（受付締切日の10日が土日・祝祭日の場合は、前倒して締切日が早まりますのでご注意願います。）
- ※ 農地法第4・5条の**許可申請**と**適用外証明願い**の**現地調査**は、**原則毎月15日**です。（15日が土日・祝祭日の場合は、前倒しの日程で現地調査を行う場合がありますのでご注意願います。）
  - ・現地調査の際は、現地案内・説明等のため、申請人（代理人可能）の立会いをお願いします。
  - ・現地調査は農業委員2～3名により調査を行ないます。現地調査には事務局職員が同行します。
  - ・現地調査の際には、申請地が判るように**境界に目印**をお願いします。
- ※ 農地法第4・5条の許可申請と適用外証明願い等に係る農業委員会**総会**は、**原則毎月20日**です。（20日が土日・祝祭日の場合は、前倒しの日程で農業委員会総会を行う場合があります。）
  
- ※ **農地法第4・5条の許可申請受付から許可**までは、標準処理期間が概ね6週間（土日祝祭日不算入）となっております。
- ※ 農地法による**適用外証明願い**に係る現況写真は、現地の状況が判明できるものを提出願います。

## 3 農地転用の届出と農地転用許可を伴わない現状変更届出の留意事項

- ※ 農地法4・5条の届出は、都市計画法の市街化区域内の土地（農地）が対象です。
- ※ 届出につきましても配置図、建築平面図等を提出願います。
- ※ 現状変更届出の盛土及び切土とする場合は、平面図、断面図等を提出願います。
- ※ **届出**については、**随時受付**をしております。
- ※ **届出の受理通知**は、届出を**受理**してから概ね1週間程度で交付します。

不明な点は、滝沢市農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。  
電話番号 019-656-6595（ダイヤルイン）